

## 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

令和 7 年 8 月  
自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

### 1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的法」という。）が改正され、署名用電子証明書に「氏名の振り仮名」を記録事項として追加することとされ、当該改正事項については、改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる施行日に施行することとされている。これを踏まえ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号。以下「公的令」という。）第 33 条等について所要の規定の整備を行うもの。

### 2 改正の概要

- （1） 既に署名用電子証明書の記録事項とされている旧氏について、その振り仮名についても署名用電子証明書の記録事項に加えるため、公的令の改正により、所要の規定の整備を行う。
- （2） その他所要の規定の整備を行う。

### 3 根拠条文

公的法第 72 条

### 4 施行期日

改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日